**広島市防災ライブカメラ管理運用要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、山沢や崖において普段と異なる現象や河川の増水など災害危険の高まりを認識して、早めの避難行動や呼び掛け避難を促進することを目的とした、広島市防災ライブカメラ設置補助事業により設置する防災ライブカメラ（以下「防災カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

（利用）

第２条　防災カメラの設置者及び管理運用する者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、防災カメラの設置目的以外には防災カメラを設置してはならない。

（設置及び表示）

第３条　防災カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　撮影対象は、土砂災害や河川等で洪水の恐れが高い公共空間とし、特定の個人及び建物を継続して撮影することがないように設置すること。

　⑵　設置場所付近の見えやすい場所に、防災カメラが設置されている旨を表示すること。

　⑶　前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とすること。

（設置場所の所有者の同意等）

第４条　防災カメラの設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が学校等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の合意又は許可を得なければならない。

２　防災カメラの設置について、河川法や道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

（管理及び運用）

第５条　防災カメラの設置者は、当該防災カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。

⑵　撮影された画像（以下「画像」という。）は速やかにインターネットにより一般公開することとし、画像閲覧に必要な情報（閲覧手順書、ＵＲＬ、ＩＤパスワード等）の共有を行うこと。

⑶　防災カメラの適切な維持管理を行うこと。

　⑷　防災カメラの管理運用責任者を指定すること。

　⑸　メモリーカードやハードディスクなど、画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を有する機器については、その記録媒体の適正な管理を行うこと。

　⑹　防災カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）、事故があった際は、速やかに対応、処理すること。

　⑺　設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

（管理運用責任者の責務）

第６条　管理運用責任者は、防災カメラ及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

２　防災カメラの操作は、管理運用責任者以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

（画像及び記録媒体）

第７条　画像及び記録媒体については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　画像及び記録媒体は、撮影時の現状どおりとし、不正な編集や加工を行わないこと。

　⑵　画像は、個人の権利利益の侵害など不当な目的のために使用しないこと。

　⑶　記録媒体を有する機器については、記録媒体の保存期間を定めるものとし、保存期間を経過した画像は速やかに消去すること。

⑷　記録媒体の取り扱いは、管理運用責任者以外の者は行わないこと。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

（秘密の保持）

第８条　設置者及び管理運用責任者（以下「設置者等」という。）は、記録媒体から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、または不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等でなくなった後においても同様とする。

（画像の利用及び提供の制限）

第９条　防災カメラの画像は目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

⑴　県や市町による防災情報の配信に利用する場合

⑵　避難行動を促進するために、テレビの放送に利用する場合

　⑶　法令に基づく照会があった場合

　⑷　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要がある場合

　⑸　捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

　⑹　河川・防災に関する調査・計画に供する場合

２　前項第３号から第６号により画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

⑴　提供日時

　⑵　利用目的

　⑶　提供先

　⑷　提供する画像の内容

（管理運用規程の作成）

第１０条　防災カメラの設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した防災ライブカメラ管理運用規程を作成しなければならない。

　⑴　目的

　⑵　設置場所及び撮影範囲

⑶　設置者

⑷　管理及び運用

⑸　管理運用責任者の責務

⑹　画像及び記録媒体の取り扱い

⑺　秘密の保持

⑻　画像の利用及び提供の制限

⑼　問い合せ等の対応

（報告及び是正措置）

第１１条　防災カメラの設置者は、防災カメラを設置した翌年度から防災カメラを撤去するまで毎年度、防災ライブカメラ管理運用状況報告書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、防災カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めたときは、防災カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

（業務の委託）

第１２条　防災カメラの設置者は、防災カメラの設置や保守点検等の業務を委託する場合、本要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、管理及び運用を徹底するものとする。

　　附　則

　　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

　別表（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 表示内容 | 防災カメラ作動中 |
| 設置者の名称 |
| 広島市防災ライブカメラ設置補助事業 |

　縦向きの場合　　　　　　　　　　　　　横向きの場合

　縦５０ｃｍ×横２０ｃｍ程度を目安　　　縦２０ｃｍ×横５０ｃｍ程度を目安

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者　〇〇自主防災会 | 防災カメラ作動中 |
| 広島市防災ライブカメラ  設置補助事業 | |

|  |
| --- |
| 防災カメラ作動中 |
| 設置者　〇〇自主防災会 |
| 広島市防災ライブカメラ設置補助事業 |